

# 阿波市競争契約入札心得

令和4年6月1日

## （目的）

第1 建設工事等の一般競争入札及び指名競争入札を行う場合において、入札参加者は地方自治法（昭和22年法律第67号）、阿波市財務規則（平成17年阿波市規則第37号）その他法令を遵守するほか、この心得の定めによるものとする。

## （入札に関する留意事項）

第2 入札参加者は、市が指示した設計図書、現場等を熟知の上、入札するものとする。なお、上記設計図書を閲覧しなかった者及び現場説明に参加しなかった者は、当該工事等に係る入札に参加することができない。入札書記載金額は、特に指示のない限り、契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額とする。

2 入札書は、様式1により作成し封かんの上、入札参加者の氏名を表記し、指定された時刻までに入札箱に投入しなければならない。ただし、電子入札システムによる入札の場合は、同システムにより入札書提出締切日時までに提出しなければならない。

3 入札参加者は、入札書を一旦入札箱に投入した後は（電子入札システムによる入札の場合は、一度提出した後は）、その引換え、変更又は取消しをすることができない。

4 第8の各号により入札が無効となった者又は最低制限価格を設定した工事にあつては、その最低制限価格から消費税及び地方消費税相当額を除いた価格を下回る入札書記載金額で入札をした者は、当該工事等に係る再度入札に参加することができない。

5 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を入札執行前に提出し、その代理人の名において入札するものとする。この場合において、代理人の身分証明書（市町村長発行）は、不要とする。

## （公正な入札の確保）

第3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札意思、入札価格又は入札書、工事費内訳書の作成についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を

定めなければならない。

- 3 入札参加者は、入札価格の積算資料については、開札日の翌日から1年間保管しておくこととし、内容について疑義が生じた場合は市の調査に協力しなければならない。
- 4 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札意思、入札価格、入札書、工事費内訳書等（以下「入札関係情報」という。）を開示してはならない。なお、開示していない場合でも、他の入札参加者が入札関係情報を知ることができる状況にする行為があった場合は、開示したものとみなす。
- 5 電子入札において入札参加者は、電子証明書の保管及び取扱いに関して十分に注意を払うとともに、他の入札参加者と同一の建物又は同一の端末を利用して入札をしてはならない。

（入札執行回数等）

第4 入札執行回数は、当初を含めて2回とする。

- 2 入札参加者は、再度入札による入札書には「再」の字を記入しなければならない。
- 3 同価格の最低入札書が2以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

（入札の辞退）

第5 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
  - （1） 入札執行前にあっては、入札辞退届（様式2）を入札担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
  - （2） 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
- 3 電子入札システムによる入札の場合は、入札書提出締切日時までに、入札書提出前に限り辞退届を提出することができる。
- 4 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。ただし、公正な入札の確保を妨げた者又は疑いのある者は、この限りでない。

( 入札会場の秩序保持等 )

第 6 入札参加者は、入札時間を厳守しなければならない。

2 第 5 第 2 項または第 5 第 3 項の入札辞退届の提出なく入札を欠席した者は、入札棄権として入札を執行する。

3 入札に参加する資格を有しない者は、入札会場への入場を禁止する。

4 入札参加者は、むやみに席を立ったり、大声を出したり、秩序を乱してはならない。

( 入札の取りやめ等 )

第 7 入札参加者が連合した場合、そのおそれが強い場合、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。また、入札参加者が 1 人のみとなった場合には、当該入札を取りやめる。

2 前項の規定にかかわらず、再度公告入札においては、入札参加者が 1 人のみとなった場合でも、落札者を決定することができるものとする。

( 当該入札が無効となる事項 )

第 8 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

( 1 ) 記名のない入札 ( 電子入札システムによる入札場合は、電子認証書を取得していない者のした入札 )

( 2 ) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

( 3 ) 同一事項に対してした 2 通以上の入札

( 4 ) 他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札

( 5 ) 委任状を持参しない代理人が行った入札

( 6 ) 入札金額を訂正した入札 ( 入札金額はアラビア数字を使用し明確に記載するとともに「 ¥ 」の記号を付すること。 ) 及び入札の年月日 ( 日付 ) を誤り、又はその記載のない入札

( 7 ) 明らかに連合によると認められる入札

( 8 ) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

( 落札者の決定 )

第 9 入札者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者 ( 地

方自治法施行令第167条の10の2第1項の規定に基づき、価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価落札方式」という。）の場合は、別に定めるところによる総合評価の方法により算出して得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者）を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者（総合評価落札方式の場合は、評価値の最も高い者）を落札者とする。

（契約の締結）

第10 落札者は、契約書の案に記名押印し、落札決定の通知を受けた日から起算して7日以内に、契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付し、又はその納付にかわる担保を提供して契約を締結しなければならない。（設計金額が500万円未満のときは、契約保証金の納付又はその納付に代わる担保の提供を免除する場合がある。）

2 前項に規定する期間は、契約権者が特別の理由があると認める場合においては、これを伸縮することができる。

3 落札者は、前2項の期間内に契約を締結しないときは、その者の落札はその効力を失う。

4 落札決定後、契約締結までの間に阿波市において指名停止措置を受けたときは、落札決定を取り消すものとする。

（前金払の特約）

第11 建設工事又は業務委託の請負金額又は受託金額が300万円以上である場合は、契約締結時に、申し出により10分の4以内（業務委託の場合は10分の3以内）の前金払をすることができる。また、請負金額又は受託金額が1,000万円以上（工事請負に限る）である場合は、前払金の支払いを受けた後、10分の2以内の中間前金払をすることができる。

2 前項の場合において、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）の規定による保証事業会社の保証がない場合は、前金払をしない。

様式 1

|      |
|------|
| 入札番号 |
|      |

入札書

1 入札書記載金額

| 百 | 十 | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

2 事業名

3 工事名（業務名）

4 工事箇所（業務箇所）

5 入札保証金 免除

阿波市財務規則、指名通知、入札心得、設計書（仕様書及び図面を含む。）及び指示事項を承知の上、上記のとおり入札します。

年 月 日

入札者 住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名

阿波市長 様

様式 2

( 用紙A4 )

入 札 辞 退 届

1 事 業 名

2 工 事 名 ( 業務名 )

3 工事箇所 ( 業務箇所 )

上記について指名を受けましたが、次の理由により入札を辞退します。

理由

年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

様